

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(株) 木村工務店
契 約 業 者 の 住 所	茨城県石岡市若松 1 - 4 - 8
工 事 の 名 称	R 6 圏央道つくば地区環境整備その 1 工事
工 事 場 所	自) 茨城県つくば市柳橋 至) 茨城県つくば市梶内
工 事 種 別	維持修繕工事
工 事 概 要	石・ブロック積(張)工 約390m2 排水構造物工 1 式 舗装工 約2,540m2 防護柵工 約200m 階段工 1 式 橋梁附属物工 1 式 除草工 1 式 巡視巡回工 1 式 応急処理工 1 式 構造物撤去工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 8 月 2 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 0 7 , 5 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	± 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 0 7 , 5 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 工期は、周辺住民の要望により、水路の切り回し形状についての調整が必要になったことに伴い、96日間延長し、令和7年6月30日までとする。

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(株) 木村工務店
契 約 業 者 の 住 所	茨城県石岡市若松 1 - 4 - 8
工 事 の 名 称	R 6 圏央道つくば地区環境整備その 1 工事
工 事 場 所	自) 茨城県つくば市柳橋 至) 茨城県つくば市梶内
工 事 種 別	維持修繕工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	石・ブロック積(張)工 約390m2 排水構造物工 1 式 舗装工 約2,540m2 防護柵工 約200m 階段工 1 式 橋梁付属物工 1 式 除草工 1 式 巡視巡回工 1 式 応急処理工 1 式 構造物撤去工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 8 月 2 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 9 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 0 7 , 5 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 6 , 9 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 3 4 , 5 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 防護柵工 現地精査の結果、立入防止柵の設置必要箇所が増加したため、防護柵工について増工する。 2. 工事用道路工 現地精査の結果、工事用道路撤去が必要となったため、当該道路を使用していた当工事にて、工事用道路の撤去を追加する。 3. 工期 上記変更により、92日延長し、令和7年9月30日までとする。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 9 日
契 約 業 者 名	(株) 木村工務店
契 約 業 者 の 住 所	茨城県石岡市若松 1 - 4 - 8
工 事 の 名 称	R 6 圏央道つくば地区環境整備その 1 工事
工 事 場 所	自) 茨城県つくば市柳橋 至) 茨城県つくば市梶内
工 事 種 別	維持修繕工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	石・ブロック積(張)工 約390m2 排水構造物工 1 式 舗装工 約2,540m2 防護柵工 約200m 階段工 1 式 橋梁附属物工 1 式 除草工 1 式 巡視巡回工 1 式 応急処理工 1 式 構造物撤去工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 8 月 2 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 1 2 月 2 6 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 3 4 , 5 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5 9 , 7 3 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 9 4 , 2 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 舗装工 工事間調整の結果、機能補償道路を別工事にて施工することにより、施工効率の向上が図れるため、アスファルト舗装工を減工とする。 2. 排水構造物工 現地精査の結果、橋梁下部の既設排水構造物と本施工の排水構造物の接続高さが異なっていたため、盛土を行い接続部の高さを揃える必要が生じた。そのため、作業土工を増工する。 3. 擁壁工 現地精査の結果、上部工事の施工ヤードとして調整池の一部を使用していたが、工事が完了した事に伴い、調整池の施工を進められる事から、プレキャスト擁壁工を増工する。 4. 石・ブロック積(張)工 現地調査の結果、上部工事の施工ヤードとして調整池の一部を使用していたが、工事が完了した事に伴い、調整池の施工を進められる事から、コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)を増工する。 5. 階段工 現地調査の結果、法面点検用の既設階段において、経年劣化により安全性の確保が出来ないため、一部新材に変更する必要性が生じた。そのため、階段工を増工する。 6. 構造物撤去工 現地精査の結果、モルタル吹き付法面に新設の排水構造物取り付けのため、構造物取壊し工を増工する。